

明
治
前
期
財
政
經
濟
史
料
集
成

第
十
五
卷

大内兵衛
土屋喬雄 編

明治
前期 財政經濟史料集成

第十五卷

会社全書(上) 大蔵省紙幣寮編

原書房

(兩角製本)

昭和十年四月十八日印刷
昭和十年四月二十一日發行

明治前期財政經濟史料集成 第十五卷

編者 大内兵衛
土屋喬雄

發行者 山本三生

東京市芝區新橋七ノ十二

印刷者 渡邊丑之助

東京市芝區愛宕町二ノ十四

發行所 改造社

東京市芝區新橋七ノ十二

振替口座東京八四〇二番
電話芝(43)自一一二番
至一一二四番

大藏省

(農商務省
會計検査院)

編纂

大内兵衛校
土屋喬雄

明治
前期
財政經濟史料集成

第五卷

本書の編輯に就いては、財団法人啓明
會の補助に負ふ所多大である。特に
記して謝意を表する。

編
者

「會社全書」解題

「會社全書」は、我が國最初の株式會社にして發券銀行の先驅者であつた爲替會社に關する、その創立より解散並に發行金券銷却處分完了、（自明治二年至同九年五月）に至るまでの間に於ける史料の大集成であつて、明治五年以降大藏省紙幣寮に於て編纂されたものである。今本書に就て若干の解説を試みる前に、爲替會社並にその姉妹會社であつた通商會社の沿革を略述し、以て本書利用者に對して聊か便し度いと思ふ。

維新時代の我國にとつては、新しい國際過程に處し、自らの獨立を維持し、且つ先進諸國と對抗せんがためには、資本主義的生産様式の採用、その急激な發展により、自らを急速に近代化するこゝとが、正に急務であつた。この歴史的使命の遂行のために、新國家の擔ひ手たる維新政府は、「富國強兵」を唱へ、「殖産興業」に意を用ひ、以つて我が國資本主義産業の發達を溫室的に育成・助長した。即ち維新政府は行政・財政・軍事・司法・教育等の諸制度に劃期的な改革を斷行すると共に、内藤新宿試験場、三田育種場、取香種畜場等の模範農場の開設、横須賀造船所、兵庫・長崎造船局、王子・千住製絨所等の軍事的官營工場を始め、富岡製絲所、新町紡績所等の官營模範工場の設置、

鑛山の經營、萬國博覽會への參加、勸業博覽會の開催、各種補助金・獎勵金の下附に、或は工業諸機械の貸與・拂下に、その他産業教育の普及等に意を用ひたのであつて、政府の所謂保護誘掖に依る「殖産興業」は、各種産業の全般に亘つて計畫的に遂行せられた。

かくの如く、資本主義産業の發達の礎石を築いた維新政府は、同時に亦、これに對應すべき商業組織就中金融機關及び通信機關に關してもはじめから、保護・助長の政策を採らざるを得なかつた。蓋し金融機關の發達と通信機關の普及とは、資本主義産業發達の一前提要件であるからである。ここに於て維新政府は、明治元年兵革騷亂の際に於て既に商法司を置き、次いで翌二年通商司を設置し、その下に通商會社及び爲替會社を組織せしめ、同時に同漕會社並に貿易會社も亦設立せられて通商司に従屬せしめ、以て過大な特權と保護とを與へた。

商法司は初め會計官に屬し、明治元年閏四月二十五日京都に設立され、翌二十六日大阪に、同年十二月東京に、各その支署が設置された。その設立の目的は、商業を振起し、間接税の收入を増加せしめんとするにあつて、秩祿田宅租税徭役等の事務をも管掌した。而して商法司がこの勸商・收税の事務中特に重きを置いたのは前者であつた。然し乍ら商法司は、會計の組織が整備するに及び、明治二年三月十五日に廢止され、その事務の中、收税に關するものは租税・出納の兩司が、勸商事務は通商司が繼承した。

通商司は、商法司廢止前一箇月即ち明治二年二月二十二日に各開港場に設置され、初めは外國官に屬したが、同年五月會計官に、同七月會計官廢止され大藏省設立せらるゝに及んで同省に、更に同

八月民政部省にと轉屬したが、翌三年七月再び大藏省に復歸し、同四年七月五日に至つて廢止された。而して通商司設立の目的は、専ら外國貿易事務の管理にあつた。即ち當時の我が外國貿易は、我が商人の乏しき經驗と、資本の不足並に金融機關の不備等よりして、貿易上の利益は凡て外國商人に獨占せられてゐたので、これ等の弊を救はんがために設置されたのが通商司であつた。その組織は、本司を東京會計官中に置き、その支署を東京・京都・大阪及び各開港場並に堺等商業上の要地に設置し、各支署の下に通商・爲替の兩會社を置き、その指導・監督をなさしめた。又二年十月舊函館會所をその所屬の下に置き、北海道産物改所と名稱を變更し、大阪・敦賀・兵庫・堺等にその支所を置いて大いに北海の物産を興した。更に同漕會社も設立された。かくして我が國の商業を振起し政府の歳入を増加せしめんとしたのであるが、通商司の權限は明治二年六月二十四日の太政官令達を以て左の如く制定せられた。

通 商 司

今般會計官中通商司ヲ置き追々商律ヲ可被爲立タメ、左ノ條件御委任候事。

- 一 物價平均流通ヲ計ルノ權
- 一 兩替屋ヲ建ルノ權
- 一 金銀貨幣ノ流通ヲ計リ相場ヲ制スルノ權
- 一 開港地貿易輸出入ヲ計リ諸物品賣買ヲ指揮スルノ權
- 一 廻漕ヲ司ルノ權

一 諸商職株ヲ進退改正スルノ權

一 諸商社ヲ建ルノ權

一 商稅ヲ監督スルノ權

一 諸請負ノ法ヲ建ルノ權

右之件々御委任候間、三都府始メ諸開港場へ出張地方官へ談合ノ上施行可致事。

右の權限に基き通商司の實行し又は發議した主要なものは、蠶印紙の檢査及び稅則の件、酒醬油搾油等の取締に關する件、郵便船及商船に關する件、商業稅牛馬賣買取締官米賣却小前引立金等に關する件、各開港輸出入物貨の價額及稅額の統計作成制度制定等々があつたが、通商司にとり特に重要であつたのは、通商會社及び爲替會社を設立せしめ、之を監督指導することであつた。

通商會社は内外商業を振作經營するをその目的とし、重要商品の定期賣買をなす會社組織の取引所の嚆矢であつた。通商會社は通商司とその名稱が甚だ混同し易いので、明治三年七月、開商會社と改稱した。東京開商會社は同年十二月二十五日に東京商社と改めた。これ等の會社はその後四年三月七日、通商司の管轄を離れて地方廳の所管となつた。通商會社と所謂「一元二體にして互に輔車唇齒の勢」をなしてゐた爲替會社は、従つて、外國貿易保護、内地産業開發と併せて、政府紙幣の流通の便を計るために創立されたものであつて、即ち通商會社にその必要なる資金を融通して助力を與へ、併せて民間の融通を便利にし、且つ幕末に於て極度に紊亂した幣制を整理し、維新政府の濫發した太政官札による諸害惡の除去等、即ち當時の金融制度の改善・建設により民間農工商業

をして旺盛ならしめ以て富國強兵を致すを當面の目的として設立されたものであつた。

爲替會社の組織は、一種の會社組織——株式組織——であつた。會社の構成員は社中（後に株主と稱した）で、彼等はその分限に應じて身元金（差加金とも稱した）を出したが、それに對しては月一步の利息と、利益配當を受くる權利を與へられてゐた。株券は隨意に讓渡することが出來、又社中への加入は原則として何等制限がなかつたから、従つてその資本金も常に變動した。會社の代表機關には總頭取があつたが、これ等は多額の身元金を出した者の中で官命により選任されたものであつた。會社に於ける事務の中、重要な事項に就ては總頭取連署して責任を負うたが、普通の事項に關しては當番の總頭取が之を執行した。總頭取の外に頭取並・爲替方があり、共に官命によつて任命され、十人宛月番を立て、業務を執行した。尙その外に、會社の監查機關並に株主總會に相當する社中一同の評議會があつた。會社の使用人中最も重要なものに今日の支配人の如き地位の取締があつた。彼等は大部分總頭取の手代であつて、會社の實權を掌握してゐた。會社の業務は大體に於て、社中取締掛・札製造方取締掛・金札引替方掛・貸付掛・諸國出張取締掛等に區分されて遂行された。

爲替會社の營業資金は、第一に身元金、第二に諸預り金、第三に政府貸下金であつた。身元金、預り金の額は僅少であつたので、政府は會社に對し運用資金補充の目的を以て巨額の太政官札を貸下げた。蓋しこの貸下金は、一は會社を保護するの意に出で、一は當時の人々の忌嫌せし太政官札の圓滑なる流通を爲替會社をして計らしめんとしたものであつた。貸下金の總額、資本金との比率等に關してはその詳細を知るとは困難であるが、各社基金として設立の際貸下げを受けたこの

種の金額は、東京爲替會社三十三萬二千兩、橫濱・西京兩爲替會社各三十萬兩、大阪爲替會社四十六萬兩、神戸爲替會社二十三萬兩であつた。尙この外政府は時々官金を爲替會社に依託して運轉せしめた。しかし、かやうな身元金、預り金又は貸下金等のみにては、激増し行く資金の需要に充分應ずることが出来ないの、政府はこの營業資金の不足を補ふ目的を以て爲替會社に對し更に金券・銀券・錢券及び洋銀券等の紙幣發行の特權を附與した(第一表)。金券は各會社共に之を發行し、その種類及び發行額に就ては各社相異あるも、何れも正貨を以て交換せらるべき兌換紙幣である。洋銀券は橫濱爲替會社のみ發行したそれは外國銀行洋銀券が我が開港場に勢力を有するを防遏し、外國商人が隨意洋銀相場を高低するを制禦し、且つ我が商人の横文字商業手形及び約束手形の使用に對する不便等を除去せんが爲めに發行されたもので、新舊二種があつた。銀券は東京爲替會社に於て、錢券は大阪・西京の兩爲替會社に於て夫々發行されたが、その目的は、小札及び銅貨拂底して小取引に尠なからざる不便を感じしめたので、これを救済せんがためであつた。兩者はその性質不換であつて、その發行後幾何もなくして民部省札の發行、民間に隱匿されてゐた銅貨の再現等によりその存在の意義がなくなつたので、流通期間一ケ年にしてその發行は停止された。

爲替會社の業務の主なるものは預金・銀行券の發行・資金貸出・爲替・洋銀及び古金銀賣買・兩替等で、之等業務の遂行に際しては、通商司は官吏を派遣して指導・監督の任に當つた。右の中貸附業務は最も重要なものであつたので、これに對しては政府は特別の保護を與へた。即ち「當會社ヨリ貸出シ候金子返済方相滯候節ハ、於官府嚴重ニ可申付、假令官家・武家ニ關係スル事有之候ト

モ聊因循スル事不可有之、萬一埒明カサル向ハ官府ニ於テ引受相辨可申事」(爲替會社規則第一條)と規定してゐるが如きはその一例である。

かくの如き非常なる保護と特權とを附與された通商・爲替の兩會社は、舊幕時代の御用爲替方であつた三井・小野・島田等の商業・高利貸資本家を初め地方の富豪を百方慫慂して設立せしめたもので、明治二年五月以降設立されたものは東京・大阪・西京・横濱・大津・新潟・神戸・敦賀の八ヶ所であつた。

然し乍ら、爲替會社は上述の如く政府より絶大なる保護と特權とを受けてゐたにもかゝらず、當時の會社銀行に對する一般社會の無知識と政府當局の指導の誤謬等からして、之等は何れも數年ならずして失敗に歸した。その間明治四年の廢藩置縣による統一國家の成立、並にその頃より一層精力的に開始され出した殖産興業政策に相呼應して、一般民間に於て銀行設立の氣運が高まつて來た。然るに政府は明治二年五月の布告により、政府發行の紙幣は同五年中に正貨を以て悉皆交換しなければならなかつたため、完全なる銀行法制定を欲し、かくて政府は各地に起つた銀行設立運動を國家統制下に置くため明治五年に米國の國立銀行組織を採用せる國立銀行條例を制定した。而して同條例制定の結果、爲替會社は凡て國立銀行に轉業するか、或は解散するか何れかに決しなければならなかつた。然るに各爲替會社は、横濱爲替會社を除く外は皆巨額の負債を生じ最早如何ともなしがたき状態にあつたので、己むを得ず政府より多額の貸下金を受け、或は従前の貸下金の減免を受けて、東京外六爲替會社は漸く解散することが出來た。横濱爲替會社のみは第二國立銀行に組

織を變更し、銀行券發行の特典の外に從來の洋銀券發行の特權をも持續しながらその營業を繼續することが出來得た。

爲替會社の解散に伴ひその發行紙幣は速に交換回收されねばならなかつた。銀券・錢券（前者は二年六月、後者は同年九月發行）は發行後約一ケ年にしてその通用は停止されたので、残るは只金券のみの問題であつた。而して各社の金券引換事務は容易に進捗せず、再度引換期限延長の後、西京・大阪・神戸・大津・敦賀の五會社は七年八月三十一日、横濱・東京・新潟の三會社は七年九月三十日を以て漸く終了したが（第二表）、その解社並に金券銷却處分が全く終結し、金券發行高と引換高と散失高とを精算して、大藏卿より太政官に報告したのは九年五月十日であつた（第三表）。

以上は爲替會社沿革の概要であるが、その実績こそいふに足らなかつたが、しかし維新動亂の際に於て、會社企業に關する知識の極めて乏しかつた當時の國民をして、會社企業の趣旨を會得せしむると共にその經驗と模範とを與へ、かくしてその後に於ける會社企業、就中金融機關の發達に大なる影響を與へたる功績は決して低く評價せらるべきものでないと思ふ。特にこれ等が會社組織に據つたといふことは、近代的生产様式の發展に對應するものとして注目に値するであらう。しかし、これ等會社も、今日の株式會社等と全く同一視せらるべきものでなく、又その事業も數年ならずして失敗に歸したとは言へ、我國におけるかゝる企業組織の先驅をなすものである。かくて、爲替會社は我が國最初の株式會社にして、且つ發券銀行の先驅者として、日本資本主義發達史上重要な足跡を残してゐるといふべきである。

『會社全書』は實にこの爲替會社（同時にこれと密接な關係にあつた通商會社・米油相場所等に關するものを含む）に關する、その創立より廢止並に金券引換事務完了に至るまでの間に於ける回議書を初め、會社の報告書・日誌・勘定書並に府縣との往復文書等、即ち官廳・會社に於ける一切の文書記録を網羅せるもので、實質上『爲替會社全書』とも稱すべきものである。而して本書編纂の由來に關しては、別に序文等のものがないので之を明かにし得ないが、本書初編は既に明治五年十月紙幣寮（當時の紙幣頭は芳川顯正）に於て編纂され、翌六年には爲替會社に關する記録を編輯する目的を以て各會社に「其創立以來之書類、金錢券製造之始末、日記之類等細大不洩様一切取纏」差出す様命じてゐるから、本書は爲替會社に關する事務便覽、記録保存の爲め、並に國立銀行等に關する參考として資料を蒐集し編纂を試みたものであらう。かくの如く、本書は根本資料の集成そのものであつて、且つ『明治貨政考要』、『明治財政史』等の編纂に際して基礎的資料として使用せられたことからしても、本書のもつ歴史的・資料的價值を知るべきである。

本書の内容に就ては、目次に依つてその大要を窺知し得るが故に之を省略し、此處にはその編纂の方法に就て一言しよう。本書の初編が初めて編纂されたのは明治五年十月で、その後六年、七年及び八年の三回に亘つて追録が試みられた。而して初編は明治二年より同五年に至るまでの資料を、爲替會社引繼之部外七部に彙類編綴し、初編附録は東京外六爲替會社勘定書・横濱爲替會社日締帳・損廢爲替札引換番號寫等に關する資料を編綴し、附録二編一・二は東京爲替會社日誌を、同附録二編五は爲替札番號帳を收録し、その他の各編は資料の追録毎に爲替會社名別に、或は二會社

又は全會社に關するものは各爲替會社之部に分類編纂してある。詳細は「原本と集成本との對照目次」に就て了解せられたい。本書は前述の如く約三回に亘る追録の爲め、爲替會社名別之部及び各爲替會社之部等は編を異にする毎に設けられ、特に勘定書の如きは隨處に挿入されてゐて、それが爲めに、例へば東京爲替會社に關する事柄を知らんとせば、殆んど全部に亘つて檢索せねば用を便じ得ない狀態であり、且編別の方法に至つては實に亂雜を極め、目次も亦甚だ不完全で、本文の順序と相異せるもの、脱漏せるもの、又は全編目次を缺くもの等があつて、本書は全體として見れば何等一定の編纂方針に基いて整理されたものでなく、單なる資料集又は原議の綴込といふが如き感がある。それ故原本の儘では利用上多大の不便を感ずるので、本集成の編者に於て原本の編別を改廢し、新に總目次を調整し、目次に依り本文檢索を容易ならしむる爲めに番號を附し、或は別紙となるべき書類を原議と區別することに依つて本書の利用價值を高からしめんとした。即ち本書第一編を原本の初編の儘にし（但し初編三、元高勘定書之部は第四編へ）、第二編は東京・横濱・大阪・西京・大津・神戸・新潟・敦賀の八會社を各章に分ち、全編より當該會社の資料を年月順に收録し、且つその章に其一・二等を以て原本の編別を示すことにした。第三編は原本に於ける各會社之部四冊並に大阪往復之部一冊を各章別に收録し、第四編は東京外七會社に關する勘定書・相場書・損廢爲替札引換番號寫・洋銀不通札番號帳等を、各社別に章を設けて編綴した。而して總目次並に本文各章の初めには必らず原本の附箋番號と編別を註記し、以て原本と對照し易からしめんとした。しかしかくの如き修正にもかゝはらず、本書利用上遺憾の點も尙多いこと、信ずる。我々は只原本の缺點を

補ふ爲に修正を加へたに過ぎず、なるべく舊態を保存せんと努めたが故に多少の無理をした所もあるので、この點讀者の御諒承を乞ふ次第である。

尙本書には「官房第三課卅三年三月廿九日原乙九二四號（共廿三）なる朱印が全二十七冊（但し會社録・爲替會社表の二冊を含む）に押捺してあつて、それと同時に二十五より四十九までの附箋が付けられてある（附箋一より二十四は銀行全書であつた）。これによると、本書は編纂後二十數年にして官房第三課（編纂係）に引繼がれたことが判る。この二十五より四十九までの一連の附箋は、當時引繼がれた全部を示すものと假定すれば、その時既に二三編の脱漏又は編纂漏があつたやうに思はれる。即ち附箋番號と編別とに基き檢考するに、初編二、二編補遺六・七、附錄二編三、三編附錄一・二等が缺けてゐる。又二編一があつて二編二（東京・新潟・大津・教賀等之部）以下が無。

震災前大藏省文庫には會社全書・銀行全書及び紙幣全書の三全書が秘藏されてあつた。明治末年頃三井家が井上侯傳記編纂の資料を同文庫に求められた際、本書も他の資料と同様に傳記編纂に必要の部分を拔萃謄寫に止むる積りであつたのを、文庫主任高楯俊氏の勧誘に依りて全部筆寫することになつたといふ。（大正元年頃よりはじめて、同三年十一月末に謄寫完了）。本集成に收録せられしものは、即ちこの三井家の寫本であつて、原本が大震災に際して灰燼に歸したるも尙現在之を公刊するの機會を得た喜びを附言すると同時に、三井家に對して學界の爲めに感謝の意を表する次第である。

第一表 爲替會社發行銀行券一覽表

會社名	開業日附	身元金	券名	種類	發行年月日	發行高	未發行高	年通用 月止
東京	明治二年 六月	九八、五〇圓 (六月調年)	銀券一種	三匁七分五厘	二・六・二六	五、四〇、二〇圓	二、九七〇圓	三・三限
			金券二種	二十五兩 一兩	二・二〇・八	計 一、三八八、五〇〇圓 一三、一五〇〇 一、五〇〇、〇〇〇		七・二限
大阪	明治二年 八月	四六、五六圓 (六月調年)	錢券四種	二百文 一百文 五十文 十文	二・九・一 二・九・二八	計一、四〇八、〇〇圓、一〇〇 二八三、二〇八、六〇〇圓 一九三、四八、一〇〇 四六〇、九八、〇〇〇 四七〇、三四、五〇〇	計 二、二〇〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇 六〇、〇〇〇	三・八限
			金券五種	五百兩 五十兩 十兩 五兩 一兩	二・九・三	計 一、八三三、四〇〇圓 一、四七、〇〇〇 三、九二、八〇〇 三、四七〇 五〇 一〇〇圓		六・二限